

# 真庭市まにわ地域共創拠点推進業務

## 仕様書

令和 7 年(2025 年) 4 月

真庭市

政策推進監付

## 1 本書の位置づけ

真庭市まにわ地域共創拠点推進業務(以下「本業務」という。)では、公募型プロポーザル方式により委託業者の選定を予定している。本書は、これに向けた委託業務の仕様を定めるものである。

## 2 業務名

真庭市まにわ地域共創拠点推進業務

## 3 業務の目的

真庭市(以下「本市」という。)は、県立高校の再編整備に伴い閉校地となる岡山県立真庭高校久世校地(以下「久世校地」という。)の利活用について、「まちづくり」、「第一次産業の振興」及び「学びや子育て」などの拠点整備を目指している。具体的には、産官学連携による「林業・木材・木造建築教育・研究ゾーン構想」の推進により実現を目指す農林業等の地域産業の振興及び学びや子育てによるまちづくり並びに人材育成の拠点整備が必要となっていることを踏まえ、「岡山県立真庭高校久世校地利活用基本方針」(以下「久世校地利活用方針」という。)を2024年6月に策定した。久世校地利活用基本方針に定めた産官学の連携による公民連携事業として「真庭市の地域資源を活用した産官学の地域創生事業モデルの構築」を推進するため、公共の財政負担縮減のほか、初期投資の縮減による民間の参入障壁の低減の観点から、新たにPFI法に基づくPFI(スモールコンセッション、RO方式等)の導入を検討し、事業性向上を図る。

本業務では、「まにわ地域共創拠点」を実現化するための産官学金言士連携会議を設置し、「まにわ地域共創拠点」を実現するための調査・分析を行い、事業計画を作成することを支援し、安定的に令和10年度以降の事業を稼働させることを目指す。

## 4 業務場所

真庭市久世ほか地内

## 5 業務委託期間

契約締結日から令和8年(2026年)3月28日まで

## 6 前提条件・留意点

本業務は、次に掲げる事項を踏まえて実施すること。

- (1) 本業務は、内閣府地方創生推進事務局新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）に関する支援を受ける見込みであることから、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱、本仕様書及び本市からの指示事項等に基づいて実施すること。
- (2) 本業務は3カ年をかけて実施するものであり、本業務はその1年目であり、3カ年の計画立案も合わせて行うものである。

## 7 業務内容

### 7.1 前提条件の整理

「久世校地利活用方針」「令和6年度民間活力導入可能性調査結果」及び交付金申請資料に基づき前提条件を整理する。また、久世校地で実施が予定されている他の事業について整理を行い、他の事業との連携に配慮し業務を実施すること。

### 7.2 産官学金言士連携会議（協議会）の設置

#### (1) 産官学金言士連携会議（協議会）の設置

- ① ステークホルダー分析の実施
- ② 産官学金言士連携会議（協議会）の参加者の提案
- ③ 産官学金言士連携会議（協議会）の設立に向けた準備・検討
- ④ 産官学金言士連携会議（協議会）の実施支援（年3回）

#### (2) 調査・分析

- ① まにわ地域共創拠点の機能と役割の整理
- ② まにわ地域共創拠点の事業推進主体組成に向けた事業計画作成
- ③ まにわ地域共創拠点の事業推進支援

### 7.3 拠点整備支援

#### (1) 地域共創拠点に必要な機能の検討

- ① 地域共創拠点に必要な機能の提案
- ② 地域共創拠点の事業手法と安定的な運営方針の提案
- ③ 地域共創拠点の整備計画の作成

### 7.4 関係団体・事業者へのヒアリング

#### (1) 関係団体・事業者へのヒアリング調査の実施

本事業に対する関係団体・事業者へのヒアリング調査を実施する。

#### (2) 結果取りまとめ

(1) にて実施した関係団体・事業者へのヒアリング調査結果について、各者の回答や意見等を取りまとめる。

## 7.5 その他検討

### (1) 報告書作成

上記までの検討結果を整理した業務報告書を作成する。

### (2) 業務打合せ・協議

打合せは初回、中間、最終（納品前）とし、中間打合せの回数は業務内容に応じて適宜実施する。

## 8 提出物・成果物

受託者は業務の着手及び完了に際し次の書類を提出するものとする。なお、承認された事項を変更しようとするときはその都度、本市の承認を受けなければならない。

### (1) 業務着手届

### (2) 計画書・工程表

### (3) 選任届

### (4) 議事録

### (5) 業務報告書及び概要版(A4版2部及びデータを格納したDVD-R等電子媒体)

受託者は、業務完了に際し、業務報告書を提出するものとする。報告書は、内容・編集方法等について予め本市と協議の上、作成するものとする。

### (6) 業務完了届

### (7) その他本市が指示するもの

## 9 成果品の審査

受託者は業務完了時に本市の審査を受けなければならない。その結果、訂正を指示されたものについては訂正しなければならない。

## 10 引き渡し

成果品の審査に合格後、成果品を一式納品し業務完了とする。

## 11 成果品の管理及び帰属

本業務の成果品はすべて本市の管理及び帰属とし、成果品等を第三者に公表または貸与してはならない。

## 12 その他

この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

